

長崎市中高年新規就農者給付金交付要綱

平成28年 8 月 5 日

長崎市告示第 588 号

改正 令和元年12月26日告示第 770 号

改正 令和 3 年 3 月 30 日告示第 261 号

改正 令和 3 年 6 月 10 日告示第 446 号

改正 令和 4 年 3 月 30 日告示第 160 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、中高年層における新規就農者の就農意欲の喚起及び就農後の定着を図るため、経営の不安定な就農初期段階の中高年新規就農者に対し、予算の範囲内において、長崎市中高年新規就農者給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和 6 3 年長崎市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において独立・自営就農時とは、次条第 1 項第 2 号アからウまでの要件のいずれかを初めて満たすこととなったときをいう。ただし、研修等により農業経営を開始することができないと認められるときには、当該研修等が終了した日の翌日とする。

(給付対象者)

第 3 条 給付金の交付対象者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、50 歳以上 65 歳未満の者であって、農業を新たに開始するもの。ただし、親の農業経営を継承する者は、新たに 10 a 以上の耕作放棄地の解消をするものに限る。

(2) 次に掲げる全ての要件を満たす独立・自営就農であること。

ア 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、

親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約する場合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合を除く。）に限る。

イ 主要な農業機械・施設を給付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

カ 給付対象者と生計を一にする者が給付金又は長崎市農業次世代人材投資資金交付要綱（平成25年長崎市告示第87号）に定める長崎市農業次世代人材投資資金の交付を受けていないこと。

(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、給付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除

く。

(4) 本市が定める実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知）2(1)の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことができる人・農地プラン以外の同種の取り決め等をいう。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれ、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

(5) 原則として生活費の確保を目的とした国、県及び市の他の事業による給付等を受けていないこと。

(6) 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(7) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記載されている者であること。

2 前項の規定にかかわらず、市税（農業経営を法人化している場合にあつては、事業税、消費税又は地方消費税を含む。）の滞納がある者は、給付対象者としなない。

（給付金の額等）

第4条 給付金の額は、給付対象者1人当たり年間120万円とする。ただし、この場合において、新たに10a以上の耕作放棄地の解消をするものには、初年度に限り10a当たり年間5万円を加算する。

2 給付金の給付対象期間は、独立・自営就農時の翌月から最長2年間とする。

3 給付金は、4月から9月までの分及び10月から翌年3月までの分を年2回に分けて支払うものとする。この場合において、第1項ただし書の規定による加算金については、耕作放棄地の解消を確認した後に支払われる給付金に加算するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、年2回に分けて支払う給付金が12箇月分に満たないときの給付金の額は、その月数に10万円を乗じて得た額とする。

(長崎市中高年就農計画の承認申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、長崎市中高年就農(変更)計画承認申請書(第1号様式。以下「計画承認申請書」という。)を第3条第1項に掲げる全ての要件を初めて満たした日から30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、次年度以降も継続して給付を受ける者にあつては、この限りでない。

2 計画承認申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市中高年就農(変更)計画書(第2号様式)
- (2) 長崎市中高年新規就農者給付金収支計画書(第3号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(長崎市中高年就農計画の承認等)

第6条 市長は、前条の規定による長崎市中高年就農計画の承認申請があつた場合は、第3条第1項第3号に規定する青年等就農計画の認定にお

ける長崎市担い手育成総合支援協議会の意見を踏まえ、その内容を審査し、第3条に規定する要件を満たし、かつ、給付金を交付する必要があると認めるときは、当該長崎市中高年就農計画を承認し、その申請者に長崎市中高年就農（変更）計画承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（長崎市中高年就農計画の変更）

第7条 前条の規定による承認を受けた者は、長崎市中高年就農計画を変更するときは、計画承認申請書により、市長の承認を受けなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減その他の軽微な変更は、この限りではない。

2 前条の規定は、前項の規定による長崎市中高年就農計画の変更について準用する。

（給付金の交付申請）

第8条 規則第3条第1項に規定する補助金等の交付申請の期限は、給付対象期間の開始月が、4月から9月までの場合は9月末日まで、10月から3月までの場合は3月15日までとする。

2 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、長崎市中高年就農（変更）計画書によるものとする。

3 規則第3条第1項第2号の収支予算書は、長崎市中高年新規就農者給付金収支計画書によるものとする。

4 規則第3条第2項の規定により、同条第3号及び第4号の添付書類は省略させるものとする。

（給付金の交付停止）

第9条 市長は、交付の決定を受けた者（以下「給付金受給者」という。）

が農業経営を休止したと認められるときは、給付金の交付を停止し、長崎

市中高年新規就農者給付金停止通知書（第5号様式）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（給付金の交付中止）

第10条 給付金受給者は、給付金の受給を中止しようとするときは、市長に長崎市中高年新規就農者給付金中止届（第6号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の中止届の提出があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、給付金の交付を中止し、長崎市中高年新規就農者給付金中止通知書（第7号様式）により、給付金受給者に通知するものとする。

(1) 第3条の要件を満たさなくなった場合

(2) 農業経営を中止した場合

(3) 次に掲げる場合その他適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

ア 長崎市中高年就農計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合

イ 耕作すべき農地を遊休化した場合

ウ 農作物を適切に生産していない場合

エ 農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合

オ 市長から農業経営の改善指導を受けたにもかかわらず、農業経営の改善に向けた取り組みを行わない場合

(4) 給付金受給者の農業経営開始後の給付金を除く前年の総所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。）が300万円以上であった場合

（就農休止及び再開）

第 1 1 条 給付金受給者は、病気その他のやむを得ない理由により就農を
休止する場合は、市長に長崎市中高年新規就農者給付金休止届（第 8 号
様式）を提出しなければならない。

2 前項の長崎市中高年新規就農者給付金休止届を提出した給付金受給者
は、就農を再開する場合は、長崎市中高年新規就農者給付金経営再開届
（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

（給付金の交付休止及び再開）

第 1 2 条 市長は、給付金受給者から前条第 1 項の規定による長崎市中高
年新規就農者給付金休止届が提出された場合で、やむを得ない理由があ
ると認められるときは、給付金の交付を休止するものとする。

2 市長は、給付金受給者から前条第 2 項の規定による長崎市中高年新規
就農者給付金経営再開届が提出された場合、適切に農業経営を行うこと
ができると認められるときは、給付金の交付を再開するものとする。

（実績報告）

第 1 3 条 規則第 1 2 条に規定する期日は、給付対象期間の完了した日か
ら起算して 3 0 日を経過した日とする。

2 規則第 1 2 条第 1 号に規定する収支決算書は、長崎市中高年新規就農
者給付金収支決算書（第 1 0 号様式）とする。

3 規則第 1 2 条第 2 号の市長が必要と認める書類は、長崎市中高年新規
就農者給付金実績書（第 1 1 号様式）とする。

（給付金の返還）

第 1 4 条 給付金受給者は、農業経営を休止した時点又は第 1 1 条第 2 項
第 1 号から第 3 号までに掲げる要件に該当した時点が、既に給付した給
付金の対象期間中であるときは、残りの対象期間の月数分（当該要件に
該当した日に属する月を含む。）の給付金を月単位で返還しなければな

らない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情があるとして市長が認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号アただし書による確約した当該農地の所有権が給付期間中に給付対象者に移転されなかったときは、給付金の全額を返還しなければならない。

(給付金の返還免除)

第15条 市長は、給付金受給者が前条第1項のただし書に規定する病気や災害等のやむを得ない事情があるとして、長崎市中高年新規就農者給付金返還免除申請書(第12号様式)を提出した場合で、その申請内容が適当と認めたときは、給付金の返還を免除することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度の予算に係る給付金から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に給付金の給付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和元年12月26日告示第770号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和元年度の予算に係る給付金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の青壮年新規就農給付金交付要綱第5条の規定により青壮年就農計画の承認を受けた者は、改正後の長崎市中高年新規就農者給付金交付要綱第6条の規定により長崎市中高年就農計画の承認を受けた者とみなす。

附 則（令和3年3月30日告示第261号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第8条に改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市中高年新規就農者給付金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年6月10日告示第446号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市中高年新規農者給付金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る給付金について適用し、同日前の申請に係る給付金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の長崎市中高年新規農者給付金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月30日告示第160号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

長崎市中高年就農（変更）計画承認申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

[申請者] 住 所：
氏 名：
電話番号：
（生年月日： 年 月 日： 歳）

長崎市中高年新規就農者給付金交付要綱第5条第1項又は第7条第1項の規定により、次の長崎市中高年就農（変更）計画の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

長崎市中高年就農（変更）計画書

1 農業を始めようと思った理由

--

2 経営に係る計画

就農開始時期	年	月		
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに経営を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承			
経営内容*	作目： _____ a 作目： _____ a （その他： _____）			
所得目標*	万円/年	経営面積*	_____ a（合計）	
家族労働力*	氏名	年齢・続柄等	年間農業従事日数	
雇用労働力*		(人・日)		

* 就農5年後の目標を記入

3 「人・農地プラン」への位置付け

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
----------	--	--

4 将来の経営ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

--

5 長崎市中高年新規就農者給付対象期間

年 月 ～ 年 月

6 過去の農業教育・研修等の経験

① 研修先の名称等

名 称		所 在 地	
専 攻 ・ 営 農 部 門		研 修 期 間	年 月 ～ 年 月

② 研修内容等

--

③ 準備型給付期間（※長崎市農業次世代人材投資資金 準備型の給付を受けた場合のみ記入）

年 月 日 ～ 年 月 日

7 その他

生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
-------------------------	---

添付書類

- 1 履歴書（別紙1）
- 2 就農を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
- 3 経営を継承する場合は、新規就農である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書及び住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し
- 5 通帳の写し

長崎市中高年新規就農者給付金収支計画書

(作目)		計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目	
農業 収入	経営規模	生産量					
		売上高					
		(作目)	経営規模				
	生産量	売上高					
		(作目)	経営規模				
		生産量					
	売上高	売上高					
		その他					
	長崎市中高年新規就農者給付金						
	収入計①（給付金を除く）						

(作目)		計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農業 経営 費	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計②						
【参考】設備投資（内容、金額）						

所得計①-②					
--------	--	--	--	--	--

長崎市中高年就農（変更）計画承認通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで承認申請のあった長崎市中高年就農計画について、審査の結果、適当と認められるので承認し、長崎市中高年新規就農者給付金交付要綱第6条又は第7条の規定により通知します。

記

- 1 就農開始時期 年 月
- 2 給付対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日

長崎市中高年新規就農者給付金停止通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長



長崎市中高年新規就農者給付金交付要綱第9条の規定により、長崎市中高年新規就農者給付金の給付を停止するので通知します。

記

- 1 給付停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 給付停止事由

長崎市中高年新規就農者給付金中止届

年 月 日

（あて先）長崎市長

氏 名

長崎市中高年新規就農者給付金の受給を中止しますので、長崎市中高年新規就農者給付金交付要綱第10条第1項の規定により、長崎市中高年新規就農者給付金中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

長崎市中高年新規就農者給付金中止通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長



長崎市中高年新規就農者給付金交付要綱第10条第2項の規定により、長崎市中高年新規就農者給付金の給付を中止するので通知します。

記

- 1 中止日 年 月 日
- 2 中止事由

長崎市中高年新規就農者給付金休止届

年 月 日

（あて先）長崎市長

氏 名

長崎市中高年新規就農者給付金の受給を休止しますので、長崎市中高年新規就農者給付金交付要綱第11条第1項の規定により、長崎市中高年新規就農者給付金休止届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
休止理由及び再開の見込み	

長崎市中高年新規就農者給付金経営再開届

年 月 日

（あて先）長崎市長

氏 名

長崎市中高年新規就農者給付金の受給を再開しますので、長崎市中高年新規就農者給付金交付要綱第11条第2項の規定により長崎市中高年新規就農者給付金経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
給付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

長崎市中高年新規就農者給付金収支決算書

(作目)		計 画 a	実 績 b	実績／計画 b / a	
農 業 収 入	経営規模				
		生産量			
		売上高			
	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
	長崎市中高年新規就農者給付金				
	収入計 ①（給付金を除く）				

(作目)		計 画 a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計 ②				
【参考】設備投資（内容、金額）				
農業所得計 ③ = ① - ②				
農外所得 ④		所得合計 ③ + ④		

長崎市中高年新規就農者給付金実績書

1. 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等		
合 計			

家 族 労 働 力	氏 名	年 齢 ・ 続 柄 等	年 間 農 業 従 事 日 数
雇用労働力		(人 ・ 日)	

2. 経営規模の報告

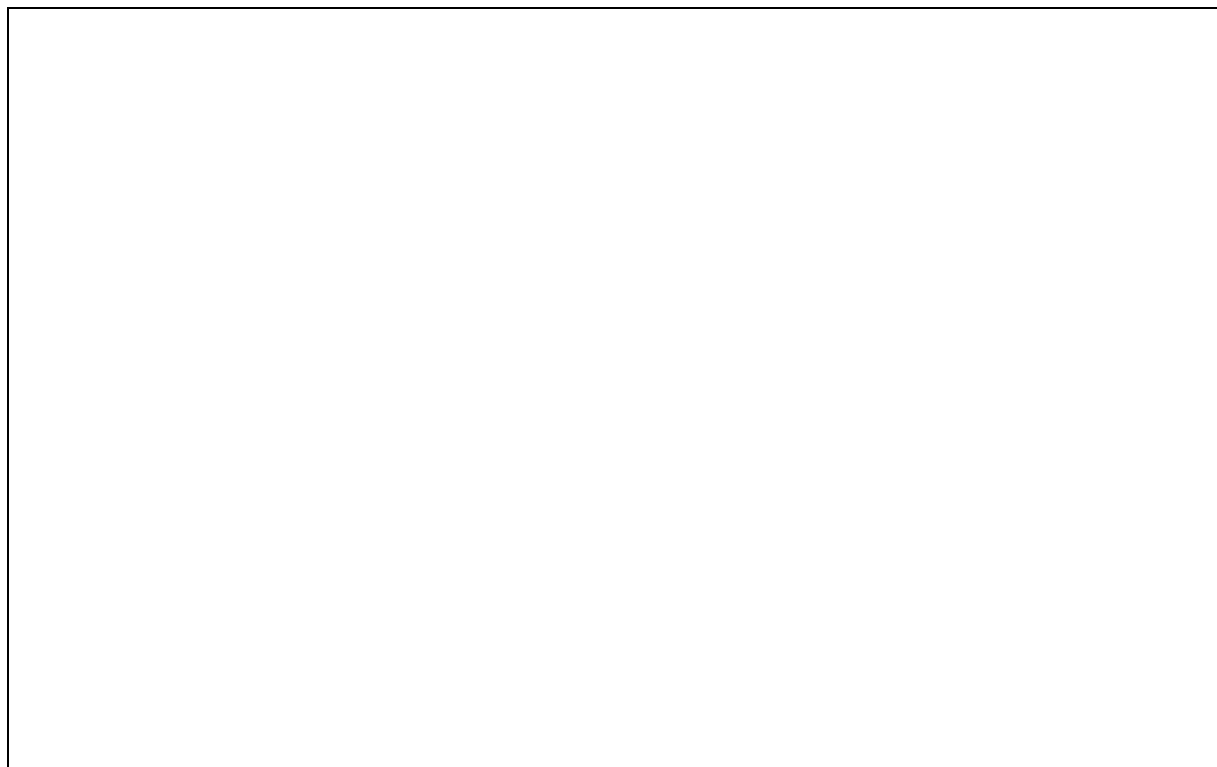
経営耕地	区分	面積 (a)	
	所有地		
	借入地		

作業受託	作目	作業内容	実績

3. 前年の所得

	万円
--	----

4. 計画達成に向けた今後の課題



添付書類

- 1 作業日誌の写し
- 2 決算書及び所得証明書の写し
- 3 通帳及び帳簿の写し
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し

別紙2

作業日誌

	作業内容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
	合計	

長崎市中高年新規就農者給付金返還免除申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

氏 名

長崎市中高年新規就農者給付金交付要綱第15条の規定により、長崎市中高年新規就農者給付金の返還の免除について次のとおり申請します。

返還免除期間	年 月 日 ～ 年 月 日
返 還 免 除 額	円
返 還 免 除 を 申 請 す る 理 由	